



**JASDAQ**

平成 23 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストテクノロジー  
代表者名 代表取締役社長 徳丸 剛  
(JASDAQ・コード 2458)  
問合せ先 管理本部財務経理部長 山口 学  
(TEL. 044-820-8620 (代表))

### 株式会社夢真ホールディングスによる当社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社夢真ホールディングス（以下「夢真HD」といいます。）より当社株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が添付の通り開始される旨、本日発表されましたことをお知らせいたします。

なお、本開示資料は、本公開買付けに関する意見を表明するものではありません。

当社は、当社の平成 23 年 4 月 13 日付の当社プレスリリース「第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載の通り、同日付で設置した第三者委員会に対し、本公開買付けへの当社の対応等についての検討を委託し、当社の取締役会に対する答申を行うことを諮問しておりますが、本日現在、第三者委員会において本公開買付けへの当社の対応等についての検討を継続しております。

本公開買付けに関する当社の意見表明の内容は、第三者委員会からの答申結果等も踏まえた上で、取締役会において決議する予定であり、当該決議後、速やかにお知らせいたします。

以 上

平成 23 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名：株式会社夢真ホールディングス  
(コード：2362 JASDAQ, S)  
代表者名：代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾  
問合せ先：取締役 矢島 英一  
( T E L : 03 - 5981 - 0672 )

## 株式会社フルキャストテクノロジー株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社フルキャストテクノロジー（以下「対象者」といいます。）株券及び平成 14 年 8 月 19 日開催の対象者臨時株主総会における特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の新株予約権者を「本新株予約権者」といいます。）を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 買付け等の概要

当社は、平成 23 年 4 月 22 日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）が開設する市場である JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者の発行済株式（56,628 株）のうち、対象者の親会社である株式会社フルキャストホールディングス（以下「フルキャスト HD」といいます。）の保有する対象者株式（保有株式数 38,864 株、対象者が平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 23 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 56,628 株に、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数 896 株を加えた株式数 57,524 株に占める割合（以下「保有株式割合」といいます。）67.56%（小数点以下第 3 位を四捨五入しています。保有株式割合の算出において、以下同じとします。))の全部を取得し、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにあたっては、法第 27 条の 13 第 4 項及び令第 14 条の 2 の 2 に定められた法令上の要求に基づき、買付予定の株券等の数の上限を定めておりませんので、本公開買付けに対する応募株券等の全部の買付けを行います。但し、当社は、フルキャスト HD が保有する対象者株式（保有株式数 38,864 株、保有株式割合 67.56%）の全てを取得し、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを本公開買付けの目的としていることから、応募株券等の総数が当該目的の達成に必要と考える 38,864 株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従いまして、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等

の全部の買付け等を行いません。なお、当社は、フルキャスト HD との間で平成 23 年 4 月 8 日付で当社による対象者の普通株式に対する公開買付けの実施及びフルキャスト HD による本公開買付けへの応募に関する合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結しております。本合意書に基づきフルキャスト HD が保有する全ての対象者株式（保有株式数 38,864 株、保有株式割合 67.56%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、これにより本公開買付けにおいては応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回ることが見込まれます（後記「（4）公開買付け者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。また、当社は、本公開買付けによりその目的を達成した後は、対象者の株式を更に取得することを本書提出日現在では予定しておりません。

対象者の普通株式は、現在、JASDAQ に上場されていますが、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないことから、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は大阪証券取引所が定める上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。但し、当社は、本公開買付けによって対象者との間に連結子会社を含む一定の資本関係を構築することを企図しておりますが、対象者株式の上場廃止については必ずしも企図しておりません。しかしながら、前述したとおり、上場廃止となる可能性や、対象者株式に係る流動性に著しい影響が見込まれる可能性があるため、このような可能性が実現した場合には、対象者の少数株主の利益を保護する方策が必要であると認識しており、上場維持が可能となる諸施策を検討、実施する予定であります（後記「（3）上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。）。

## （2）買付け等の目的

当社グループは（当社及び連結子会社 3 社をいいます。）は、人材派遣事業及び保育所運営事業を主要な事業として取り組んでおります。

なかでも連結売上高の約 99%を占め当社グループの中核事業である人材派遣事業は、労働者派遣法に基づく事業であります。現在、労働者派遣事業に係る制度の見直しが行われており、当該改正案には専門 26 業務等を例外とする登録型の人材派遣業の原則禁止が盛り込まれております。当社グループの中核事業である建設現場への人材派遣事業においては、常時雇用による人材派遣がその多くを占めておりますが、一部の技術者派遣契約については、当該改正案（専門 26 業務（通訳業務、秘書業務等）以外の登録型派遣の禁止、1 年以内の製造業派遣の禁止、日雇い派遣の禁止等が改正の骨子となっております。）に対処する必要が生じる可能性があるため、労働者派遣法の改正に関して今後も法改正の動向を注視してまいります。但し、当社の本書提出日現在の派遣事業の内容は当該改正案に該当する事業にいずれも該当せず、当該改正案に係る影響は極めて軽微であると認識しております。

また、当社グループの中核事業である人材派遣事業の顧客企業は、建設会社及び電気工事、衛生設備工事などを行う建設設備会社であり、とりわけ関東一円の首都圏における売上比率が高く、当社グループの経営成績は、関東一円の建設工事需要の影響を間接的に受けております。建設業界を取り巻く不況の影響が首都圏における建設業界の労働力のアウトソーシング需要に構造的な変化をもたらした場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、近年の我が国経済は、各企業における景況感や収益は一定の回復を見せているものの、経済全体がデフレに推移する中、設備投資や雇用環境及び所得環境において依然として厳しい状況で推移しております。当社が顧客基盤とする首都圏の建設業界においても、新設マンションの着工戸数には底打ち

感が見られたものの、公共工事の減少や民間設備投資の後退により、建設市場は依然として低調に推移しており、本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境の下、当社グループは、工事現場数の減少による派遣技術者の需要減退に対して、従前より主力であった建築工事の分野に加えて、電気・設備工事や土木工事の分野にも積極的に営業展開を行い、顧客の獲得に努め、また、顧客より求められる技術レベルを有した専門的な技術者を継続的に育成する基盤を整えるため、キャリアスクールを開設し、技術者数の維持、拡大に努めてまいりました。

当社グループは厳しい市況環境においても、常に需要に対して適当な技術者数を維持し、一方でコスト効率を重視した組織体制を構築するなど、高収益を達成する経営を目指し、また、ノンコア事業資産を売却するなどして経営基盤を強化し、上述した事業リスクに耐え得る企業体質に変化してまいりました。

また、本書提出日現在、本年3月11日に発生いたしました「東日本大震災」による当社グループにおける人的被害及び設備等への被害はなく、操業に影響を与える事由はなく、業績に与える影響も確認されております。当社グループは、顧客をはじめ被災地域の復興に対し最大限の努力を図ってまいり所存であり、具体的な行動といたしまして、当社は、同年3月25日開催の取締役会において、被災地の一日でも早い復興を支援するため、復興支援拠点として仙台営業所を開設することを決議し、平成23年5月16日より営業開始を予定しております。なお、当社は、復興支援拠点にて、技術力を活かし「4つの支援」を行ってまいります。

- ① 建築・土木に知識の深い技術者をボランティアとして派遣し、被災された方々を安全に支援いたします。
- ② 東北地方での採用を強化し、就職活動を支援いたします。
- ③ 土木技術者を派遣し、インフラの復旧を支援いたします。
- ④ 施工管理技術者を派遣し、仮設住宅からマンション建設まで、建築工事を支援いたします。

このように当社グループは、これまでの多角化戦略から当社の最大の強みである「高付加価値の技術者派遣」をさらに追及・拡大し、当社グループの主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣と並ぶ、新たな事業の柱を建てることを重要な中長期的目標と位置付け、新たな成長戦略として買収を含めたかたちでの新規分野への事業展開の可能性を模索しておりました。

一方、対象者は、親会社であるフルキャストHDを中心とするフルキャストグループに属しております。同グループは、物流・イベント関連・事務関連等の短期系人材サービス、技術系人材サービス等、総合人材アウトソーシングサービスを営んでおります。

対象者は、同グループの技術者派遣事業（製造業を中心とする開発・製造工程や他業種のソフトウェアの開発工程を対象とした技術系人材サービス並びに受託システム開発等を行っております。）を担当し、エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業、N&Sソリューション事業を行っております。

対象者の顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、在庫の調整等により生産回復の兆しが見受けられましたが、景気の先行きが不透明な状況のため一部研究開発費の削減や採用の抑制が続いており、対象者の営む人材アウトソーシング事業におきましては、景気の後退に伴い顧客企業との派遣契約更新の打ち切り、派遣料金の引き下げ、稼働時間の短縮等、依然厳しい外部環境となっております。

このような状況の中、対象者におきましては、引き続き人材の育成に注力し、付加価値の高い人材サービスの提供をすることで顧客企業のニーズに対応するとともに、営業力の強化を重点課題に掲げ、サービスの充実及び派遣率の向上に努めており、これらの営業努力の結果として、受注環境が緩やかに回復し、稼働率が徐々に改善してきております。

なお、対象者の平成 23 年 3 月 14 日付「東北地方太平洋沖地震の影響に関するお知らせ」によれば、平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による従業員等の人的被害並びに本社及び各事業拠点の活動における重大な影響を及ぼす被害は確認されていないとのことです。但し、被害状況について調査中であり、業績に重大な影響が見込まれる場合には、速やかに開示するとのことです。

しかしながら、対象者の親会社であるフルキャスト HD は、平成 21 年 4 月 9 日開催の同社取締役会において事業再編に向けた取り組みを決議しております。同社による同日付「事業再編に関するお知らせ」によれば、同社グループは、コンプライアンス重視を経営の基本に据え、短期労働者派遣事業におけるビジネスモデルの変革を実施するとともに、事業ドメインをこれまでの拡張方針から、労働者派遣事業を中心としたアウトソーシング事業の選択と集中を図ることにより、経営基盤の再構築に取り組んでおり、事業の選択と集中を進めるべく、対象者の売却等の検討を進めることによりグループ再編に取り組む方針を決議したとのことです。

上述したように、当社グループ及び対象者を取り巻く環境は厳しい状況であります。当社グループと対象者とは、人材派遣事業という共通の事業分野で事業を行いながらも、対象とする分野の重複は少なく、人材派遣市場・技術者・顧客企業等における補完性があることなどから、それぞれの得意分野におけるノウハウを活用し、また、当社グループが取り組んできた効率経営を取り入れることにより、将来に渡って安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させ、ひいては当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

このような状況の下、当社は、平成 23 年 4 月 1 日より、フルキャスト HD と協議を重ねた結果、フルキャスト HD が平成 21 年 4 月 9 日付で開示しました「事業再編に関するお知らせ」での事業再編に向けた取り組みに当社が賛同し、また当社グループにおける「3つの成長要因」、①対象者の電子（半導体）、電気、自動車産業向けの幅広い技術力を有した技術者派遣事業が、当社の求める新たな事業の柱となり、当社の目指すところである「総合人材派遣会社」への足掛かりとなりえる、②当社と対象者との一体経営を実践することにより、当社及び対象者の企業価値が共に向上するもの、③売上規模、事業形態の近い当社と対象者が、シナジーを生み出すことはもちろん、互いを意識し合い、切磋琢磨することで、新たなイノベーションが起これること、が見込まれると判断したことから、フルキャスト HD が保有する対象者株式の全部を取得することに合意し、そして、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、平成 23 年 4 月 22 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付け成立後も、対象者の自主性・ブランドを尊重し、また、対象者事業の性質上、人材は最大の経営資源であると考えており、中長期的な視野に立ち、現在の対象者役員及び従業員の継続雇用を予定しておりますが、本公開買付けが成立した場合、本公開買付け成立後に開催される予定の臨時株主総会において、対象者の現取締役のうち漆崎博之氏、平野岳史氏、根矢透氏及び香田史朗氏並びに監査役である徳永政一氏、佐々木孝二氏及び岡田誠氏が退任する予定であることをフルキャスト HD と合意しており、これにより当社は、新たに役員を選任する予定ですが、本書提出日時点において、候補者については具体的な想定はしておらず、一次的には対象者の幹部社員の中から適切な人材を探し、

また、必要に応じて当社の役員及び幹部社員もその対象とした上で、最終的には対象者の企業価値向上に最も資すると考えられる者を選任したいと考えております。なお、その他対象者の経営方針等に対して重大な変更を加えることにつき、本書提出日現在、具体的に決定している事項はございません。

また、対象者による平成 23 年 4 月 11 日付「株式会社夢真ホールディングスへの質問書の送付に関するお知らせ」と題するプレスリリースのとおり、当社は、対象者より同日付で「平成 23 年 4 月 8 日付貴社プレスリリース『株式会社フルキャストテクノロジーに対する公開買付けに関する合意書締結のお知らせ』に関する質問事項への回答のお願い」（以下「質問書」といいます。）を受領しております。

対象者は、質問書において、「1. 貴社及び貴社グループについて」との項目にて、当社及び当社グループの事業の内容、現状分析、今後の予想、事業戦略、関連会社の企業価値が向上した事例の有無・内容、対象者株式の保有状況等、平成 17 年から平成 19 年にかけての各社株式の取得及び譲渡の経緯等に関する事項、「2. 公開買付けの内容・条件について」との項目にて、買付価格、その算定根拠、公開買付けの開始日、公開買付期間、新株予約権の取り扱い、第三者との共同投資が予定される場合における内容、対象者が公開買付けに反対した場合の対応、二段階買収の予定の有無、対象者が上場廃止基準に抵触した場合の方針、本公開買付けのスケジュール設定の理由、買収監査実施予定の有無等にする事項、「3. 本公開買付けの資金の裏付け」との項目にて、本公開買付けの資金の調達方法に関する具体的な事項、「本取引の検討経緯・本取引によるシナジー・本取引後の当社の経営方針」との項目にて、当社とフルキャスト HD との間の交渉経緯、当社による自己株式取得との関係、本公開買付けによるシナジー効果の内容、本公開買付け後の対象者の企業価値向上施策、本公開買付け後における対象者の役員・従業員の処遇、本公開買付け後の対象者の意思決定への関与、役職員の派遣、経営上の支援・アドバイス・援助等、本公開買付け後の株主還元施策に関する事項につき、当社に対して質問されました。

当社は、当該質問書に記載の内容を真摯に受け止め、平成 23 年 4 月 18 日付「ご回答」（以下「回答書」といいます。）にて、大要、以下の回答をしております。

「1. 貴社及び貴社グループについて」との項目における質問に対しては、①当社及び当社グループが現在営んでいる事業の詳細については、当社の有価証券報告書、決算短信、その他適時開示資料にて既に公表していること、②現状分析等については、平成 20 年 9 月のリーマンショック後における日本の製造業による「派遣切り」の影響により当社収益は減収で推移したものの、当期においては増収に転じており、人材派遣事業は、今後も一定規模で成長するものと見込んでいること、③本年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」後における多くの企業による西日本への機能移転により派遣・請負の需要が急回復していることに加え、東北地方の復興に伴い建築分野における人材派遣の需要は増える予想しており、当社の平成 23 年 9 月期第 2 四半期（平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月）の売上高は前年同期と比較して約 10%増で推移していること、④当社グループの平成 23 年 9 月期の業績は概ね公表値のとおり推移していること、⑤当社が現在営んでいる施工管理者の派遣事業については、M&A 等により規模を拡大することを重要な戦略に位置付けていること、⑥経営者の育成、総務・人事・法務・経理等、間接部門を当社に集約することによる経営の合理化、及び必要に応じた金融支援を行っていること、⑦当社株価がリーマンショック前に比べて 2 倍以上の値段をつけており、株価収益率も 20 倍以上と日本の新興市場における株価収益率の平均を上回っており、当社は資本市場からその経営について一定の評価を得ていることから、当社の子会社に対する支援が当該子会社の企業価値向上（そしてその結果としての、当社グループ全体の企業価値向上）に結び付いていること、⑧回答書作成日現在、当社は、対象者株式を保有していないこと、⑨当社が過去に行った企業買収等の詳細については、当社の過去のプレスリリ

ースにて開示されていること（第三者との間で機密保持の合意により詳細は開示できないこと）、⑩対象者株式を取得した後も、対象者株式の上場を継続し、長期に経営参画する方針であること、等を回答しております。

「2. 公開買付の内容・条件について」との項目における質問に対しては、本書に記載の事項のほか、①公開買付開始公告を行う日の前日までに、対象者の現経営陣が本公開買付けに反対する旨の意見を公表していない限り、当社は公開買付けを実施する意向があること、②二段階買収その他、公開買付け後の対象者株式の追加取得は予定していないこと、③上場廃止基準に抵触するに至った場合には、対象者社株式の上場維持が可能となるすべての選択肢のうち、当社および対象者の企業価値が最大化するものを講じる予定であり、回答書作成日の時点では買取株式の一部売り出しを中心に考えていること、④当社は人材派遣事業において、上場会社であるということは求人に際して大きな意味を持つブランドであると認識していることから、対象者の上場維持のためにあらゆる手段を尽くす意向があること、⑤当社は、本公開買付けにより当社及び対象者の企業価値が向上すると判断している為、可能な限り速やかに実施したいと考えていること、⑥可及的速やかに対象者の直近の財務状況等を確認したいと考えていること、等を回答しております。

「3. 本公開買付の資金の裏付け」との項目における質問に対しては、回答書作成日時点では、買付代金は自己資金にて実施する予定であることを回答しております。

「4. 本取引の検討経緯・本取引によるシナジー・本取引後の当社の経営方針」との項目における質問に対しては、①フルキャスト HD との合意書締結に至る経緯は当社の本年4月8日付プレスリリース記載のとおりであること（それ以上の詳細な事実関係は機密保持の対象となっていること等により開示できないこと）、②当社による自己株式の取得は、機動的な資本政策の実施の観点から、適切な開示を行い、また重要事実がなく、株価が低位であると判断するときは適時実施しており、本取引とは直接の関係はないこと、③本公開買付けによるシナジー効果としては、派遣先情報の共有化による双方の販路を拡大、統合による求人のための宣伝広告費の圧縮、増益基調にある当社の経営手法を対象者にも導入することによる対象者の企業価値向上に貢献できること、④回答書作成日時点では、対象者の役職員の雇用及びその他の条件等は維持する方針であること（但し、対象者の役員・従業員の待遇の詳細が不明のため、今後、対象者の経営陣と協議の上で最もよい施策を模索していきたいと考えていること）、⑤フルキャスト HD との合意に基づき、対象者の現在の役員の大半は辞任される予定となっていることから、臨時株主総会を開催した上で、新たに役員を選任する予定であり、候補者については回答書作成日時点では具体的な想定はしておらず、一次的には対象者の幹部社員の中から適切な人材を探索の上、最終的には対象者の企業価値向上に最も資すると考えられる者を選任したいと考えていること、⑥本公開買付け実施後は、派遣先情報の共有化、経営幹部等人材の派遣、必要に応じた金融支援といった経営支援を想定しており、基本的に対象者の従来の経営方針を尊重したいと考えていること、⑦回答書作成日時点では、基本的に対象者が有価証券報告書等で開示している株主還元施策を変更することは考えていないこと、等を回答しております。

当社といたしましては、上記のとおり対象者からの質問に対して詳細な回答をしておりますが、今後も追加質問事項等がなされた場合における回答を行う等、対象者への誠実な対応をしていく所存です。なお、対象者は、平成23年4月13日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」によれば、本公開買付けへの対象者の対応についての検討等に関して、第三者委員会を設置しているとのことで、平成23年4月18日付「株式会社夢真ホールディングスからの回答書の受領に関するお知らせ」と題するプレス

リリースによれば、対象者において回答書の内容について第三者委員会において精査・検討する予定とのことです。

このような書面のやり取りのほか、当社は対象者の代表者に対して、平成23年4月18日付にて、本公開買付けに関する詳細な事項、本公開買付け後におけるシナジー効果、対象者における役職員の処遇、対象者による今後の事業の協働等に関する説明を行うために協議の申し入れを行いました。これを踏まえて、対象者代表取締役の徳丸剛氏と当社代表取締役会長の佐藤真吾との間で同月20日に話し合いがなされ、これらの内容につき対象者側から一定の理解を得ることができたと考えております。

なお、前述したとおり、対象者においては本公開買付けへの対象者の対応について、第三者委員会において精査・検討する予定であることから、本書提出日現在、対象者から本公開買付けに賛同するか否か等につき具体的な回答を得られておりません。また、対象者は、質問書において、当社に対して、対象者が当社とのやり取りを通じて意見表明の内容を決定するために十分な情報を得るまでの間当社による対象者株式に対する公開買付けを開始しないよう要請していましたが、①当社は対象者との上記やり取りを通じて十分な情報提供をしていること、②本公開買付けに関する情報が既に開示されていることを踏まえ、本公開買付けの実施を遅らせることにより対象者株式の市場における価格形成や取引高を含む市場への影響を最小限にする必要があること、③ビジネスにおけるスピードが求められること、④当社と対象者の親会社であるフルキャストHDとの間で、本公開買付けの応募に関する基本合意が締結されていること等を総合的に検討した結果、対象者から本公開買付けに賛同するか否か等につき具体的な回答を得られていない本書提出日における本公開買付けの開始を決定いたしました。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社が、フルキャストHDが保有する全ての対象者株式を取得し、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを企図しておりますがためには、当社の買付け等後における対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当することとなるため、法第27条の2第1項第2号の規定に従い、公開買付けによる必要があります。当社は、法第27条の2第1項第2号の規定に従い、フルキャストHD以外の対象者株主の皆様に対しても売却の機会を確保するために、本公開買付けでは買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い対象者株式が所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。但し、当社は、本公開買付けによって対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを企図しておりますが、対象者株式の上場廃止については必ずしも企図しておりません。本公開買付け成立後も将来に渡って安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させ、継続して対象者株式の上場を維持していく予定であります。本公開買付けにおいては、大阪証券取引所が定める上場廃止基準のうち、対象者株式に係る浮動株式数(注)が500単元未満となった場合又は株主数が150人未満となった場合、具体的には、対象者が平成23年2月14日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済株式総数56,628株に、公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成23年1月1日以降本書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数896株を加えた株式数57,524株に対し応募株券等の総数が57,025株(保有株式割合99.13%)以上となった場合又は対象者の平成22年9月30日現在の総株主数である1,210人に対し1,061人以上からの応募があった場合に当該上場廃止基準に該当する状況が生じることとなります。このような状況が生じた場合、当社としては、大阪証券取



引所が上場廃止までの猶予期間として定めている1年以内に、公募売り出しや立会外分売等の方法により買付予定数を超過して取得した株式を不特定多数に売却していくこと等を視野に入れて検討しております。

上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、本書提出日現在具体的に決定している事項はありません。本公開買付け成立後、大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触するに至った段階等において、対象者や専門家と慎重に協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(注) 浮動株式数とは、上場株式数から、役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます。）の持株数、上場会社が所有する自己株式数及び上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除きます。）を除く株式の数をいいます。

#### (4) 公開買付け者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付け者は、本合意書に基づきフルキャストHDが保有する全ての対象者株式（保有株式数38,864株、保有株式割合67.56%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本合意書において、本公開買付け開始後にフルキャストHDが応募を行わないこと、及び撤回することができる事由、並びに公開買付け者がフルキャストHDに対し応募を行わせないこと、及び撤回させることができる事由、又は本公開買付けに係る契約の解除を請求できる事由は規定されておられません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	株式会社フルキャストテクノロジー	
② 本店所在地	東京都品川区大崎一丁目20番3号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徳丸 剛	
④ 事業内容	エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業他	
⑤ 資本金の額	863百万円	
⑥ 設立年月日	1989年7月13日	
⑦ 大株主及び持株比率	(株)フルキャストホールディングス 68.6%	
⑧ 買付け者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はございません。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	該当事項はございません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません。

### (2) 日程等

#### ① 日程

取締役会決議日	平成23年4月22日（金曜日）
公告日	平成23年4月25日（月曜日）

公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成 23 年 4 月 25 日 (月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 4 月 25 日 (月曜日) から平成 23 年 5 月 26 日 (水曜日) まで (20 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成 23 年 6 月 9 日 (木曜日) まで (30 営業日) となります。

(3) 買付け等の価格および算定根拠等

株 券	普通株式	1 株につき、金 35,320 円
新 株 予 約 権 証 券	本新株予約権	1 個につき、金 1 円
新株予約権付社債券	—	
株券等信託受益証券 ( )	—	
株券等預託証券 ( )	—	
算 定 の 基 礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてアクタスマネジメントサービスに対し対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年4月15日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、アクタスマネジメントサービスから本公開買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。</p> <p>アクタスマネジメントサービスは、市場株価法、類似会社比準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF法」といいます。) 及び純資産価額法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。</p> <p>① 市場株価法</p> <p>平成23年4月7日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の終値の過去3ヶ月出来高加重平均値は29,133円であります。</p> <p>② 類似会社比準法</p> <p>対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を39,865円と算定しております。</p> <p>③ DCF法</p> <p>対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たり株式価値を45,552円と算定しております。</p> <p>④ 純資産価額法</p> <p>平成22年12月31日現在の対象者の簿価純資産額に税効果の修正を加えた時価純資産</p>	

額により対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を25,579円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価の動向、フルキャストHDと当社の間で東日本大震災が発生する以前の対象者株式の株価水準に一定のプレミアムを考慮して公開買付株価を検討・協議した結果、1株当たり35,320円以上の公開買付価格とすることで基本合意をしていること、及び対象者との協議内容等を総合的に勘案し、平成23年4月22日開催の当社取締役会において、1株当たり35,320円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格35,320円は、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日である平成23年4月22日のJASDAQにおける対象者株式の終値35,000円に対して0.91%（小数点以下第3位を四捨五入）、本公開買付けを決議した当社取締役会開催日の前営業日である平成23年4月21日のJASDAQにおける対象者株式の終値34,850円に対して1.35%（小数点以下第3位を四捨五入）、平成23年4月21日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値25,762円（小数点以下を四捨五入しています。単純平均値の算出において、以下同じとします。）に対して37.10%（小数点以下第3位を四捨五入）、平成23年4月21日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値27,861円に対して26.77%（小数点以下第3位を四捨五入）、平成23年4月21日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値28,857円に対して22.40%（小数点以下第3位を四捨五入）、本合意書締結日の前営業日である平成23年4月7日のJASDAQにおける対象者株式の終値19,500円に対して81.13%（小数点以下第3位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

## (2) 本新株予約権

本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は商法第211条ノ2に定める対象者の子会社、対象者の親会社又は対象者の親会社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができない虞があることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

## 算定の経緯

近年の我が国経済は、各企業における景況感や収益は一定の回復を見せているものの、経済全体がデフレに推移する中、設備投資や雇用環境及び所得環境において依然として厳しい状況で推移しております。当社が顧客基盤とする首都圏の建設業界においても、新設マンションの着工戸数には底打ち感が見られたものの、公共工事の減少や民間設備投資の後退により、建設市場は依然として低調に推移しており、本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境の下、当社グループは、工事現場数の減少による派遣技術者の需要減退に対して、従前より主力であった建築工事の分野に加えて、電気・設備工事や土木工事の分野にも積極的に営業展開を行い、顧客の獲得に努め、また、顧客より求められる技術レベルを有した専門的な技術者を継続的に育成する基盤を整えるため、キャリアスクールを開設し、技術者数の維持、拡大に努め、厳しい市況環境においても、常に需要に対して適当な技術者数を維持し、一方でコスト効率を重視した組織体制を構築するなど、高収益を達成する経営を目指し、また、ノンコア事業資産を売却するなどして経営基盤を強化し、上述した事

業リスクに耐え得る企業体質に変化してまいりました。

また、本書提出日現在、本年3月11日に発生いたしました「東日本大震災」による当社グループにおける人的被害及び設備等への被害はなく、操業に影響を与える事由はなく、業績に与える影響も確認されておりません。当社グループは、顧客をはじめ被災地域の復興に対し最大限の努力を図ってまいり所存であり、具体的な行動といたしまして、当社は、同年3月25日開催の取締役会において、被災地の日でも早い復興を支援するため、復興支援拠点として仙台営業所を開設することを決議し、平成23年5月16日より営業開始を予定しております。なお、当社は、復興支援拠点にて、技術力を活かし「4つの支援」を行ってまいります。

- ①建築・土木に知識の深い技術者をボランティアとして派遣し、被災された方々を安全に支援いたします。
- ②東北地方での採用を強化し、就職活動を支援いたします。
- ③土木技術者を派遣し、インフラの復旧を支援いたします。
- ④施工管理技術者を派遣し、仮設住宅からマンション建設まで、建築工事を支援いたします。

このように当社グループは、これまでの多角化戦略から当社の最大の強みである「高付加価値の技術者派遣」をさらに追及・拡大し、当社グループの主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣と並ぶ、新たな事業の柱を建てることを重要な中長期的目標と位置付け、新たな成長戦略として買収を含めたかたちでの新規分野への事業展開の可能性を模索しております。

一方、対象者は、親会社であるフルキャストHDを中心とするフルキャストグループに属しております。同グループは、物流・イベント関連・事務関連等の短期系人材サービス、技術系人材サービス等、総合人材アウトソーシングサービスを営んでおります。

対象者は、同グループの技術者派遣事業（製造業を中心とする開発・製造工程や他業種のソフトウェアの開発工程を対象とした技術系人材サービス並びに受託システム開発等を行っております。）を担当し、エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業、N&Sソリューション事業を行っております。対象者の顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、在庫の調整等により生産回復の兆しが見受けられましたが、景気の先行きが不透明な状況のため一部研究開発費の削減や採用の抑制が続いており、対象者の営む人材アウトソーシング事業におきましては、景気の後退に伴い顧客企業との派遣契約更新の打ち切り、派遣料金の引き下げ、稼働時間の短縮等、依然厳しい外部環境となっております。

しかしながら、対象者の親会社であるフルキャストHDは、平成21年4月9日開催の同社取締役会において事業再編に向けた取り組みを決議しております。同社による同日付「事業再編に関するお知らせ」によれば、同社グループは、コンプライアンス重視を経営の基本に据え、短期労働者派遣事業におけるビジネスモデルの変革を実施するとともに、事業ドメインをこれまでの拡張方針から、労働者派遣事業を中心としたアウトソーシング事業の選択と集中を図ることにより、経営基盤の再構築に取り組んでおり、事業の選択と集中を進めるべく、対象者の売却等の検討を進めることによりグループ再編に取り組む方針を決議したとのことです。

上述したように、当社グループ及び対象者を取り巻く環境は厳しい状況であります。当社グループと対象者とは、人材派遣事業という共通の事業分野で事業を行いつつも、対象とする分野の重複は少なく、人材派遣市場・技術者・顧客企業等における補完性があることなどから、それぞれの得意分野におけるノウハウを活用し、また、当社グループが取り組ん

できた効率経営を取り入れることにより、将来に渡って安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させ、ひいては当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

このような状況の下、当社は、平成23年4月1日より、フルキャストHDと協議を重ねた結果、フルキャストHDが平成21年4月9日付で開示しました「事業再編に関するお知らせ」での事業再編に向けた取り組みに当社が賛同し、また当社グループにおける「3つの成長要因」、①対象者の電子（半導体）、電気、自動車産業向けの幅広い技術力を有した技術者派遣事業が、当社の求める新たな事業の柱となり、当社を目指すところである「総合人材派遣会社」への足掛かりとなりえる、②当社と対象者との一体経営を実践することにより、当社及び対象者の企業価値が共に向上するもの、③売上規模、事業形態の近い当社と対象者が、シナジーを生み出すことはもちろん、互いを意識し合い、切磋琢磨することで、新たなイノベーションが起こり得ること、が見込まれると判断したことから、フルキャストHDが保有する対象者株式の全部を取得することに合意し、そして、対象者との間に連結子会社化を含む一定の資本関係を構築することを目的として、平成23年4月22日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてアクタスマネジメントサービスに対し対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年4月15日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、アクタスマネジメントサービスから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本公開買付け価格は、上記の株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価の動向、対象者との協議内容等を総合的に勘案し、平成23年4月22日開催の当社取締役会において、1株当たり35,320円、本新株予約権1個当たり1円と決定いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
38,864（株）	38,864（株）	—（株）

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,864株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、57,524株（以下「最大買付数」といいます。）となります。なお、最大買付数は、対象者が平成23年2月14日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済株式総数（56,628株）に、公開買付け期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成23年1月1日以降本書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（896株）を加えた株式数（57,524株）です。

（注3）公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等を行った後における株券等所有割合

区 分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	38,864
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)	38,864
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	—
対象者の総株主等の議決権の数 (平成 22 年 12 月 31 日現在) (個) (j)	56,628
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	67.56
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100 (%)	67.56

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)」は、本公開買付けにおける買付予定数 38,864 株に係る議決権の数です。

(注 2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としており、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)」は「買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)」に含まれるため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成 23 年 4 月 22 日現在) (個) (g)」は分子に加算していません。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数 (個) (平成 22 年 12 月 31 日現在) (j)」は、対象者が平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 23 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としておりますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数 (56,628 株) に、平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 23 期第 1 四半期報告に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在における本新株予約権の目的となる株式の数の合計 (896 株) を加えた合計 (57,524 株) に係る議決権の数 57,524 個として計算しております。

(注4) 応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、対象者の本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式を含めた応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は最大で100.00% (分子分母とも上記注3に記載した57,524株) になります。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### (6) 買付代金

買付代金 (円) (a)	1,372,676,480
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (円) (b)	20,000,000
その他 (円) (c)	3,500,000
合計 (円) (a) + (b) + (c)	1,396,176,480

(注1) 「買付代金 (円) (a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数 (38,864株) に、1株当たりの買付価格 35,320円を乗じた金額を記載しています。なお、最大買付数 57,524株を買付けた場合の買付代金は2,031,747,680円となり、この場合上記の買付手数料及びその他を加えた合計は2,055,247,680円になります。

(注2) 「買付手数料 (円) (b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他 (円) (c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額 (「買付手数料 (円) (b)」及び「その他 (円) (c)」は除きます。) には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

#### (7) 決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

##### ② 決済の開始日

平成23年5月31日 (火曜日) (注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成23年6月14日 (火曜日) となります。

##### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送

金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(8) その他買付け等の条件及び方法

応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,864株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（38,864株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(9) 公開買付開始広告日

平成23年4月25日（月曜日）

(10) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上